

入学料の免除または徴収猶予を希望される方へ

【本科1年生】

1. 免除または徴収猶予ができる要件

免除	以下のいずれかの条件を満たす場合は、選考の上、全額もしくは半額を免除します。 (1)入学前1年以内において、入学者の学資負担者が死亡した場合 (2)入学前1年以内において、入学者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難である場合 (3)上記理由に準じる場合で、校長が相当と認める事由がある場合
猶予	以下のいずれかの条件を満たす場合は、選考の上、徴収を猶予します。 (1)経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合 (2)入学前1年以内において、入学者の学資負担者が死亡した場合 (3)入学前1年以内において、入学者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難である場合 (4)その他やむを得ない事情があると認められる場合

※申請を検討されている方は、事前に下記の連絡先へご相談ください。要件や提出書類について個別に確認いたします。

2. 提出資料について

- (1) 入学料免除願または入学料徴収猶予願
- (2) 家族状況等申告書
- (3) 家庭調書
- (4) 所得に関する証明書（生計を一にする家族全員分）
- (5) 住民票（生計を一にする家族全員分）
- (6) 家族状況等申告書（様式No. 2-I）で「はい」に○をつけた書類【該当者のみ】
- (7) 免除または猶予の理由となる証明書（死亡証明書、罹災証明書等）【免除希望者は必須】

申請様式等は、本校HPの【入学希望の皆様へ】→【入学案内】→【入学料免除・徴収猶予】に掲載しております。

郵送希望の方は、学生課生活支援係までご連絡ください。

3. 提出日について

令和8年3月2日（月） 合格者登校日の受付時に提出してください。

ただし、以下の書類は4月3日（金）までに、生活支援係に提出してください（郵送可）。

【全員提出】上記2.（5）住民票

【該当者のみ】上記2.（4）のうち、無職証明書

上記2.（6）のうち、在学証明書、家庭状況に関する証明書、長期療養者に係る支出（見込）額等申立書類一式、主たる学資負担者別居に係る支出（見込）額等申立書類一式

（担当）〒857-1193 長崎県佐世保市沖新町1-1
佐世保工業高等専門学校 学生課生活支援係
TEL 0956-34-8420, FAX 0956-34-8425
e-mail : seikatsu@sasebo.ac.jp